

令和5年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和5年7月から令和6年2月まで実施。

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率 %	R4 %
法人本部	一般法人	15	0	15	5	33.3	50.0
	社会福祉協議会・共同募金会・いのちの電話	7	0	7	3	42.9	33.3
	法人本部 合計	22	0	22	8	36.4	47.8
社会福祉施設等	保護施設	0	0	0	0	0.0	0.0
	養護老人ホーム	4	0	4	4	100.0	0.0
	軽費老人ホーム	4	0	4	4	100.0	0.0
	有料老人ホーム	4	0	4	4	100.0	100.0
	障害児入所施設	7	0	7	7	100.0	0.0
	障害者支援施設	8	0	8	7	87.5	0.0
	保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園	111	101	212	69	32.5	15.0
	児童養護施設等	9	1	10	4	40.0	50.0
	社会福祉施設 合計	147	102	249	99	39.8	16.8
合 計		169	102	271	107	39.5	19.7

(3) 特別監査 1法人（障害福祉サービス事業者の監査と共同実施）※R4からの継続

・不祥事案の概要：障がい者就労支援事業所の担当職員の作業収入の着服

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

令和5年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・役員の選任にあたり、評議員会において、各候補者が社会福祉法第44条第4項、第5項に規定するいずれの要件に該当するか示さずに議決を行っている。
- ・評議員の選任について、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の未確認
- ・役員の選任について、各役員と特殊の関係にある者の未確認
- ・監事の改選時における就任意思の未確認（就任承諾書未徴取）
- ・評議員会の招集通知を理事会の決議（評議員会の日時、場所等）前に発出
- ・理事長を選定するための理事会の開催にあたり、招集通知を省略しているが、理事全員からの同意（同意する書面等の未徴取）を得ていない。
- ・理事会の招集通知が理事会の日から1週間（中7日間）又は定款で定めた期間以上前に発出されていない。
- ・評議員会及び理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有するものが議決に加わっていないことを確認していない。
- ・資産の総額について、会計年度終了後3カ月以内に変更登記がなされていない。

○会計関係

- ・経理規程に沿っていない事務処理が行われている。
- ・社会福祉事業の会計区分に公益事業が含まれているので区分して会計処理を行うこと
- ・計算書類の注記に合併又は事業譲渡等の状況について記載されていない。

②有料老人ホーム

- ・重要事項説明書の記載内容に誤りがあった。
- ・重要事項の揭示が不十分。
- ・有料老人ホームの職員が介護保険サービスと兼務する場合の勤務時間が不明確。
- ・ハラスメント対策が実施されていない。
- ・事故発生防止のための委員会、研修が定期的に行われていない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

③保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検食（離乳食及びおやつ）が未実施。

○運営管理関係

- ・安全計画を策定していない。
- ・安全計画を職員、保護者に周知していない。
- ・頭上にある物品等の落下防止策が講じられていない。
- ・消火訓練を毎月行っていない。
- ・防犯訓練を行っていない。
- ・事業継続計画（BCP）の策定について検討を行っていない。
- ・現金、通帳の保管責任者について、事務分掌に明記されていない。
- ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過している。

④児童養護施設等

○運営管理関係

- ・給与規程に扶養手当に関する条項がない。
- ・現金・通帳等の保管責任者が明確ではない。
- ・現金・通帳等について、施錠できる場所で保管されていない。
- ・消火及び避難訓練が毎月行われていない。

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和5年6月から令和6年2月まで

(2) 指導

① 運営指導

区 分		運営指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	R4 %
	介護老人福祉施設	26	22	84.6	0.0
	介護老人保健施設	10	7	70.0	100.0
	介護医療院	0	0	0.0	100.0
	介護療養型医療施設	0	0	0.0	0.0
	施設合計	36	29	80.6	100.0
居	特定施設入居者生活介護	6	6	100.0	0.0
	短期入所生活介護	24	18	75.0	100.0
	短期入所療養介護	10	8	80.0	100.0

宅 サ ー ビ ス	通所介護	13	11	84.6	100.0
	訪問介護	20	14	70.0	66.7
	訪問看護	10	9	90.0	66.7
	訪問入浴介護	0	0	0.0	0.0
	訪問リハビリテーション	3	3	100.0	100.0
	通所リハビリテーション	3	3	100.0	100.0
	福祉用具貸与	7	5	71.4	0.0
	福祉用具販売	7	5	71.4	0.0
	居宅サービス合計	103	82	79.6	88.0
	合 計	139	111	79.9	90.3

②集団指導（3月）

課ホームページへ資料を掲載し、確認報告を受ける形式とした。

4月末を目途に確認報告を受付中。

(3) 監 査

実施なし。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①運営指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

②集団指導

高齢者福祉課が実施。

③監 査

原則として高齢者福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和5年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①感染症、事故等の発生時の適切な対応

②事業継続計画（BCP）の策定

③防災対策の充実・強化

④虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組推進

⑤人員、設備及び運営に関する基準の遵守

(6) 指導・監査結果の概要

①監 査

実施なし。

②運営指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした運営指導の徹底を図った。
- ・災害や感染症が発生した場合でもサービス提供が継続されるよう、業務継続計画（BCP）の作成状況を確認し、未作成の事業所には令和5年度末までの作成を促した。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・感染症対策、防災対策、高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、運営指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

課ホームページへ資料を掲載し、確認報告を受ける形式とした。

4月末を目途に確認報告を受付中。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

○重要事項説明書

- ・重要事項説明書の掲示あるいは書面の備え付けがされていない。
- ・重要事項説明書の記載内容が不十分である。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

- ・ハラスメント防止のための措置が十分に講じられていない。
- サービス計画の策定状況
 - ・サービス計画更新の際にアセスメントを実施した記録がない。
 - ・サービス提供開始後にアセスメントを実施。
- サービス提供の記録
 - ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。
- 秘密の保持
 - ・従業者との雇用時等に秘密を保持すべき旨を取り決めていない（誓約書が提出されていない）事例があった。
- 変更届出・変更許可申請
 - ・専用区画や職員の人数等、厚生労働省令で定める事項に変更があった際に変更届出や変更許可申請が行われていない。
- 衛生管理
 - ・感染症の予防のための研修や訓練を実施したことが記録で確認できなかった。
- 業務管理体制の整備
 - ・業務管理体制の整備に係る届出事項に変更が生じているが、届出が行われていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和5年7月から令和6年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区 分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率%	R4 %
施設	障害児入所施設	7	7	100.0	0.0
	障害者支援施設	8	7	87.5	0.0
障害福祉サービス	短期入所事業	16	15	93.8	0.0
	共同生活援助	15	15	100.0	100.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	46	40	87.0	100.0
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	5	4	80.0	0.0
	療養介護	0	0	0.0	0.0
	障害児通所支援事業	22	18	81.8	100.0
	障害福祉サービス合計	104	92	88.5	100.0
相談支援事業		4	4	100.0	0.0
合 計		123	110	89.4	100.0

②集団指導（3月）

オンラインでの動画視聴形式で実施。

(3) 監 査

1事業所（社会福祉法人の特別監査と共同実施）※R4年度からの継続案件

不祥事案の概要：就労支援事業所の担当職員の作業収入の着服（利用者の工賃にも影響あり）

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」及び「島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

出雲地域、隠岐地域については地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施し、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

②集団指導

障がい福祉課が実施。

③監 査

原則として障がい福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和5年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

継続中

① 実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は、サービス提供記録の記載の不備であり、その他は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・令和4年度から義務化された利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・サービスを提供した際、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を、その都度記載していない。
- ・虐待防止や身体拘束等の適正化を図る措置が図られていない。
- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
- ・個別支援計画の原案の作成、作成に係る記録、会議の記録が作成されていない。
- ・事業所ごとの従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない。
- ・法定代理受領により市町村から介護給付を受けた場合の利用者等に対する介護給付費等の額の通知がなされていない。
- ・必要な事項を掲示していない。
- ・利用者との利用契約後、契約支給量（契約内容）について、市町村へ報告が行われていない。
- ・運営規程に虐待防止や身体拘束等の適正化に関する規定が、努力義務のままとなっていた。
- ・年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、目標工賃月額及び前年度に利用者へ支払われた平均工賃月額の実績について、利用者へ周知していない。

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・加算要件である支援の記録が不十分。

4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

(1) 実施時期

令和5年11月から令和6年1月まで

(2) 通常の立入調査

区分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率%	R4 %
認可外保育施設	15	6	40.0	57.0

(3) 特別立入調査

実施なし。

(4) 指導及び監督の実施体制

「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 通常の立入調査

東部の施設は、子ども・子育て支援課が単独、西部の施設は、地域福祉課石見指導監査室が実施

② 特別立入調査

実施なし。

(5) 指導・監督における実施方針

令和5年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうかを留意して実施した。

(6) 指導・監査結果の概要

- ・施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
- ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

- ・安全計画を策定していない。
- ・安全計画を職員、保護者に周知していない。
- ・救命救急訓練を実施していない。